

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和6年6月6日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年4月25日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年2月27日午前11時45分頃、日立市□□町□丁目□番地内駐車場において、市職員が市有車から降車をするためにドアを開いた際、市有車のドアが風にあおられ、日立市□□町□丁目□番□□-□□□号□□□氏の使用する自動車に接触し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金176,275円